認証紛争解決事業者の名称
　一般社団法人日本商事仲裁協会
変更前の住所
　東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地廣瀬ビル三階
変更後の住所
　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル七階
変更年月日
　令和七年十月六日

○外務省告示第四百三十一号

　令和七年十月十日にダカールで、セネガル日本職業訓練センター・ジャムニャージョ分校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　セネガル日本職業訓練センター・ジャムニャージョ分校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十四億六千四百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
　日　本　側　赤松武在セネガル大使
　セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

　令和七年十一月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百三十二号

　令和七年十月十日にダカールで、セネガル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億四千万円
3　贈与の供与期限　令和九年十月三十一日
4　署名者
　日　本　側　赤松武在セネガル大使
　セネガル側　アブドゥラフマン・サール経済・計画・協力大臣

　令和七年十一月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○厚生労働省告示第二百九十七号

　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項及び第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

　令和七年十一月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称	変更の日
MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社	令和七年二月一日
株式会社MIZUKEN	株式会社総合水研究所	令和七年四月一日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の氏名の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	吉竹　政子	足谷　卓実	令和七年二月一日
一般社団法人東京都食品衛生協会	三田　芳裕	鵜飼　良平	令和七年四月一日
一般財団法人沖縄県環境科学センター	宮城　邦治	渡嘉敷義浩	令和七年五月二十七日
一般社団法人香川県薬剤師会	山本　和幸	久間　一**徳**	令和七年六月十四日
株式会社日本食品エコロジー研究所	今岡　光芳	勝間田清人	令和七年六月十七日
公益財団法人宮城県公害衛生検査センター	加茂　雅行	山田　卓郎	令和七年六月十九日
公益財団法人兵庫県予防医学協会	山下　幸政	深谷　隆	令和七年六月二十日
一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	西川　弘之	水野喜一郎	令和七年六月二十六日

3　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更

登録検査機関の名称	変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地	変更の日
一般社団法人日本貨物検数協会	東京都中央区築地一丁目十三番十四号	東京都中央区築地一丁目十番三号	令和六年七月二十九日
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町五番一号豊海センタービル	東京都千代田区九段南四丁目八番三十二号	令和七年四月一日

4　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更の日
MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	MERIEUX NUTRISCIENCES JAPAN株式会社	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社	令和七年二月一日
株式会社MIZUKEN	株式会社MIZUKEN食品分析センター	株式会社総合水研究所食品分析センター	令和七年四月一日

5　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地の変更

事業所の名称	変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地	変更の日
株式会社BMLフード・サイエンス	埼玉県川越市大字的場字飛桶下一五四九番地七	埼玉県川越市大字的場字関口一四九一番地五	令和六年十一月一日